

次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」策定支援業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」策定支援業務委託

2 履行期限

令和8年3月31日（火）

3 業務目的

鹿児島県では、平成30年3月に策定した「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」（以下、「現行ビジョン」という。）が令和7年度で終期を迎えることから、引き続き、本県の基幹産業である農林水産物の維持・発展に向け、令和8年度以降も海外需要を取り込みながら、中・長期的な視点から輸出拡大にむけて戦略的に取り組むため、令和7年度中に、次期「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン（仮称）」（以下、「次期ビジョン」という。）を策定することとしている。

次期ビジョンの策定に当たり、今後の県産品の更なる輸出拡大に向けた戦略の参考とするため、新たな輸出先国・地域や新たな輸出品目に係るマーケティング調査を行うとともに、より専門性の高い議論を行ってもらうため、外部有識者等から構成される「次期『鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン』策定検討委員会（仮称）」（以下、「次期ビジョン策定検討委員会」という）を開催する。

4 業務内容

- (1) 県産農林水産物・平成27年3月20日内閣府令第10号制定の食品表示基準第2条第1項第1号及び第3号で定める加工食品（以下、「加工食品」という。）の輸出促進に係るマーケティング調査等

本県農林水産物の生産状況や食品製造業の現状を踏まえた上で、今後、県産農林水産物・加工食品の輸出量及び輸出額の拡大が期待できるという観点において、以下の業務を行う。

① 新たな輸出先国・地域の開拓に向けた市場調査

現行ビジョンで定める輸出重点国・地域（以下、「既存海外市場」という。）以外の国・地域において、今後、県産農林水産物・加工食品の販路開拓又は需要拡大が見込めそうな国・地域を選定の上、有望な品目や国際経済連携協定の状況、輸入規制の状況、市場・ニーズの動向、商習慣、商流、物流等、輸出促進に必要な情報について、調査・分析を行う。

② 新たな輸出品目に係る輸出可能性調査

現行ビジョンで定める輸出重点品目（以下、「既存品目」という。）以外の品目について、今後、既存海外市場において輸出量の拡大が期待できる有望な品目や、当該品目に係る輸入規制の状況、市場・ニーズの動向、商流、物流等、輸出促進に必要な情報の調査・分析を行う。

③ 独自提案（付帯提案）

既存海外市場における既存品目の更なる輸出拡大に向け、上記①、②の結果を踏まえ、県産農林水産物・加工食品の販路拡大に資するための取組として有効な提案があれば、独自の企画を提案することとする。

なお、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含むものとする。

(2) 次期ビジョン策定検討委員会の開催・運営

次期ビジョンの策定に当たり、県において、学識経験者や生産者団体、流通関係者等からなる次期ビジョン策定検討委員会（14名程度、うち1名は農政部長）を設置することから、同検討委員会の開催（年3回程度）に関する以下の業務を行う。

- ① 委員との日程調整、謝金、旅費の支払
- ② 会場の確保、設営
- ③ 討議資料及び議事録の調製、討議結果の整理
- ④ その他次期ビジョン策定検討委員会の運営に必要な調整・手配

(3) 次期ビジョン策定に係る支援業務

次期ビジョン策定に必要な図表・写真の収集、用語解説の作成、輸出先国・地域の基礎情報の収集・整理、冊子のデザイン・印刷（300部程度）など

(4) その他、本業務の目的を達成するために必要となる附帯業務

5 成果品

受託者は、業務内容を取りまとめた実績報告書を履行期限までに県へ提出しなければならない。

なお、上記4(1)①及び②の調査については、令和7年10月10日（金）までに県へマーケティング調査中間報告書を、令和8年1月30日（金）までに県へマーケティング調査最終報告書を提出しなければならない。

また、本業務に係る成果品に関する著作権、著作権及び所有権は、全て県に帰属するものとし、県の承諾を受けないで他に貸与、使用してはならない。

- ・ 報告書（A4判縦：1部）
- ・ PDFデータ：一式

（報告書内に記載された図表等の元データについても、可能な限り提供すること。）

6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議して進めるものとする。
- (2) 受託者は、適宜、業務内容に係る助言等を県に対して行うものとする。また、必要な一部の修正については、応じるものとする。
- (3) 県は、事業の目的を達成するため、受託者に必要な指示を与えるものとし、受託者はこの指示に従うこと。
- (4) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、または定めのない事項で業務に必要な事項は、県と協議して定めるものとする。
- (5) 悪意がある場合や目的を達成できない程度が甚だしい場合には、委託料の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (6) 本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及びその情報を外部に漏らしてはならない。
- (7) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (8) 上記4で定める業務の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と協議を行い対応すること。

7 参考

<次期ビジョン策定スケジュール>

- R 7. 6月 第1回次期ビジョン策定検討委員会
- R 7. 8月 第2回次期ビジョン策定検討委員会
- R 7. 10月 マーケティング調査中間報告（10/10まで）
- R 7. 11月 第3回次期ビジョン策定検討委員会
- R 8. 1月 マーケティング調査最終報告の提出（1/30まで）
- R 8. 3月 次期ビジョン策定、履行期限（実績報告書の提出：3/31まで）